

令2情個審第15号  
令和2年9月18日

秋田市長 穂 積 志 様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 柴田一宏



### 秋田市情報公開・個人情報保護審査会における審議について（報告）

当審査会は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）第2条第2項の規定に基づき、令和2年9月1日付け令2財市第2557号令2市第1719号で依頼のあった件について、下記のとおり審議を行いましたので、その結果を報告します。

#### 記

##### 1 審議事項

特定個人情報保護評価書に係る第三者点検

##### 2 対象事務

- (1) 住民基本台帳に関する事務（全項目評価）
- (2) 個人市・県民税の課税に関する事務（全項目評価）

##### 3 審議日程

令和2年9月9日（水）第22回秋田市情報公開・個人情報保護審査会

##### 4 審議の結果

上記対象事務に係る特定個人情報保護評価書について、「特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項（平成26年8月26日特定個人情報保護委員会）」等に基づき、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を点検した結果、以下の3点について対応が必要と思われるものの、評価書の内容は概ね適正であると認める。

- (1) 住民基本台帳に関する事務の評価書における特定個人情報の取扱いの委託に係る記載部分について、前回点検（平成27年5月）時の評価書に比べ、委託業者からの作業報告の頻度が低下した内容となっていることや、再委託を原則禁止とする記載がないなど、委託に係る制限が緩和している印象を受けるため、リスク対策の観点から再度検討し修正すること。

- (2) 特定個人情報の取扱いを委託する際は、委託先および再委託先におけるセキュリティ管理体制や作業環境を確認するなど、適切な監督体制の徹底に努めること。
- (3) 特定個人情報の適正な管理運用のため、充実した職員研修や自己点検となるよう、より効果的な実施方法を検討すること。